

特集 地域主義研究の課題

—「東アジア共同体憲章案」の批評を通じて—

序 文

本特集号は、東京大学社会科学研究所の2005年度から2008年度にかけての全所的プロジェクト「地域主義比較研究 (Comparative *Regionalism Project*, CREP [クレップ])」の諸成果のうち、法学の成果である「東アジア共同体憲章案」(以下、憲章案という)に対する論評と応答を通して、(マクロ)地域主義研究の今後の課題を探るものである。

憲章案なる一つの条約案の論評と応答がなぜにマクロ地域主義の今後の課題を考えることになるのかといえ、憲章案が地域主義を比較したCREPの作業なくしては出てこなかったからであり、法的な表現をとってはいるが、CREPの経済・政治・法律の視点からの地域主義比較研究の一つの集大成でもあるからである。このことは筆者がCREPを企画した経緯を説明すれば理解していただけると思うので、そこから述べる。

グローバル化が進むほど、どの国も一国では解決できない問題を多く抱える。その問題すべてがグローバル大の規模や性質をもつわけではない。一国単位とグローバル単位の中間の、マクロ地域単位の対処が適切な規模や性質である場合も少なくない。日本もこの種の問題を抱えている。この種のマクロ地域的問題への対処の仕方はいろいろある。ヨーロッパ諸国のように、広範な政策分野にわたる詳細な条約を締結して「共同体」を創設して国と人々が越境的な問題に対処し利益を増進しようとするのもその一つであり、ASEANのように政府間の緩やかな協力関係を築いて平和友好・非核地帯を形成し、貿易も次第に自由化するというのものその一つであろう。

筆者は、長らくヨーロッパの地域統合に法と制度が果たす役割について研究してきた法学者であるが、ヨーロッパの「共同体」法制度形成の知見は、日本とその周辺マクロ地域の共通政策課題に対処する方策を考えるうえで、参考にならないか感じていた。しかし、日本やアジア諸国からみれば、ヨーロッパ諸国ははるかに同質の社会にみえる。ヨーロッパの「共同体」形成には、暗黙の前提条件があるのかもしれない、それが無いようなマクロ地域にはヨーロッパの経験は応用不可能かもしれない。

しかしこれは比較研究をしないことにはわかるまい。筆者は、ヨーロッパを比較の目で見ることが少なかったし、日本やその近隣のアジア諸国の法や政治情勢にはましてや詳しくない。ゆえにヨーロッパの地域統合の知見が日本・中国・韓国・ASEANからなるマクロ地域(これをさしあたり「東アジア」と呼ぶ)にそもそも応用できるのか、できるとして

どの範囲でどう活かせるのかは、わからなかった。そこで CREP を立ち上げたのである。CREP では、ヨーロッパ、南北アメリカ、東南・東北アジアのマクロ地域主義を横断的に比較研究する方法を論議し（第一段階、2005 年度）¹⁾、次に経済・政治・法の観点からこれら 3 つのマクロ地域主義を比較した（第二段階、2006 年度）²⁾。比較の中から、ヨーロッパの「共同体」の固有の特徴も見えてきたが、同時に共通の特徴も見えてきた。それを手がかりに、第三段階として、日本・中国・韓国の 3 カ国と ASEAN 10 カ国を合わせたマクロ地域（「東アジア」地域）について、ひとつのありうる地域主義を法制度的に表現してみた。それが「東アジア共同体憲章案」（2007）である³⁾。これは筆者を含めた 3 名の法学者（EU 法・国際法学者）と 1 名の国際政治学者が起草にあたった。これを東アジアや欧米の評者を招いて国際シンポジウムで公表し討議した（2007 年度）⁴⁾。その後、CREP の全成果を凝縮した書物を編集し公刊した（2008 年度）⁵⁾。

「憲章案」は、こうした地域主義の比較研究なしには起草し得なかったが、東アジア地域主義の制度化構想として、ひとつのありうる構想にすぎない。それは起草者らなりの選択があるからである。起草者らは、一方で地域主義の比較研究の中から掘んだ、今日あるべき地域主義の理念に即しつつ、他方で現在の東アジア諸国において近い将来に合意可能と思われる案をつくるという選択をした。

はたしてこの憲章案は、東アジアの人々やその法・政治・経済の専門家にどのように受け止められるのであろうか。ヨーロッパ仕込みの異質な提案で、東アジアの現状を深く理解しない者たちの的外れの発言と受け止められるだろうか。起草者らの期待するとおり、憲章案が現実の東アジアや国際社会の諸文脈において近い将来に合意可能な内容だと評価されるだろうか。起草者らがまだ十分に理解や検討をしていない東アジア諸国の固有の問題があり、あるいは今日のマクロ地域主義の共通の特徴や問題点について比較研究が足りない部分があるのではないか。憲章案を素材に内容、文脈、方法など多面にわたり問うていけば、必ずや地域主義研究の基本問題にぶつかるであろう。

すでに憲章案は 2007 年 7 月に国際シンポジウムを開き、そこで中国、マレーシア、タ

1) Tamio Nakamura (ed.), *Designing the Project of Comparative Regionalism*, ISS Research Series No.20 (Institute of Social Science, University of Tokyo, 2006).

2) Tamio Nakamura (ed.), *The Dynamics of East Asian Regionalism in Comparative Perspective*, ISS Research Series No.24 (Institute of Social Science, University of Tokyo, 2007).

3) 中村民雄・須網隆夫・臼井陽一郎・佐藤義明『東アジア共同体憲章案：実現可能な未来をひらく論議のために』（昭和堂、2008）

4) Tamio Nakamura (ed.), *Future East Asian Regionalism: Proposal for an East Asian Charter*, ISS Research Series No.28 (Institute of Social Science, University of Tokyo, 2008)

5) Tamio Nakamura (ed.), *East Asian Regionalism from a Legal Perspective: Current Features and a Vision for the Future* (Routledge, 2009).

イ、ニュージーランド、フランスからの研究者に批評していただいた。行きすぎだという批判もあれば、不十分だという批判もあったが、的外れだという批判はなかったことに、起草者らは意を強くした⁶⁾。しかし学問的な本格的な批評はさらに時間を要する。そこで、憲章案だけでなく、その起草理由や憲章案の趣旨説明を載せた起草者らの『東アジア共同体憲章案』(昭和堂、2008年)を、東アジア地域の政治や経済や社会実態に造詣の深い方々に論評していただき、それに起草者らも応答し、両者の対話のなかから、今後の地域主義研究の課題を探るのが妥当ではないかと考えた。こうして本号の特集が組まれたのである。論評は、山影進、清水一史、滝澤三郎の三教授にお願いした。山影教授は東南アジアのASEANの政治史と制度化を長年研究されてきた。清水教授はASEANの域内経済協力をEUとの対比も念頭に置きながら論じられてきた。滝澤教授は、大学の職に就かれる前、長らく国連難民高等弁務官事務所において難民問題に取り組みられてきた。それぞれの持ち味と専門的な洞察からの批判に対して、起草者らがそれぞれの立場や考えから応答する。以上のような経緯から、憲章案の論評と応答の中から、今後のマクロ地域主義の比較研究の大きな課題や具体的な課題も明らかになるであろうと期待するのである。

編集責任者 中 村 民 雄

6) シンポジウム議事録として、Nakamura, *supra* note 4.

